

4 令和元年度 鶴岡市健康福祉部運営方針

本市の本年3月末の人口は126,195人(住民基本台帳)で減少が続いています。また、高齢化率は本年3月末で34.2%に達しています。

人口減少を伴う少子高齢化、核家族化、労働環境の変化など、社会構造の変化や生活環境そして市民の意識も変容する中で、市民の生活課題も増加し、その内容も複雑多様化かつ深刻化しており、公的保健福祉サービスに対するニーズは一層増大することが見込まれます。同時に、発達障害・ひきこもり・虐待・生活困窮など、今後社会に深刻な影響を及ぼすであろう新たな課題も生じてきており、その対応が求められています。

国では、2025年の超高齢社会に対応するため「社会保障と税の一体改革」として、とくに「少子化対策」「医療制度」「介護保険制度」「年金制度」の4分野について制度改革を進めています。また一方で医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスなどが一体的に提供される全年齢型の「地域包括ケア」の体制構築や、誰もが支え合う地域共生社会の実現をめざしています。

本市では、個人・近隣・地域の住民・事業者・行政が一体となった生活課題解決の仕組みとして「福祉コミュニティ構想」を進めています。国の動向も踏まえた施策展開を基本に、健康福祉各分野及びコミュニティなど関係分野がより緊密に連携し、各分野の総合調整や包括的な支援を提供するための組織体制の再構築に取り組むとともに、生活全体に着目した総合的な視点に基づく支援（コミュニティソーシャルワーク）の実践に努め、コミュニティ活動とも連動し、市民力を引き出しながら、増大する市民の保健福祉ニーズに持続的に対応できる仕組みづくりを進めます。

地域包括ケアについては、これまで進めてきた高齢者中心のものから全世代型のシステムへと再構築し、さらに、地域包括ケアに欠かせない在宅医療の推進など地域医療を所管する部署を新たに市長部局に設ける視点も加え、平成31年4月、健康福祉部内に地域包括ケア推進室を設置しました。一人暮らし高齢者の増加など、少子高齢化に伴う諸課題への対応も含め、介護・障害者福祉・子育て支援・生活困窮者支援など様々な分野を包含し、住民組織とも連携協力しながら、国が提唱する「誰もが支え合う地域共生社会」の実現に向け、取組を進めます。

母子保健については、子育て世代包括支援センターの機能を強化するため関係機関と連携し、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない細やかな支援を行うとともに、妊産婦や全乳児の家庭訪問・乳幼児健診・妊産婦サポート事業などの相談支援事業を拡充し支援体制を強化します。また、特定不妊治療が受けやすい環境づくりを推進します。

成人保健については、働きざかり世代の健康の維持増進を促進するため、職域など関係機関と連携し、受診しやすい環境整備を図るとともに、がん検診精密検査受診率100%を目指し受診勧奨に努めます。また、健診・医療・介護等の情報を包括的に把握した生活習慣病改善対策を推進します。

高齢保健については、認知症、脳卒中、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）、フ

レイル（虚弱な状態）等の介護予防対策に引き続き取り組み、超高齢化社会に対応した疾病予防対策を推進します。

他に、こころの健康づくりにおいては、職域など関係機関や地域で支え合う自殺予防のネットワーク構築を推進し、若者ひきこもり者の自立に向け相談関係機関と連携した支援体制を強化します。応急医療対策では、休日夜間診療所と休日歯科診療所の適正利用を周知し、地域応急医療の円滑な運営に引き続き取り組みます。また、新たに策定した「鶴岡市保健行動計画」（健康増進・母子保健・歯科口腔保健・自殺対策）に基づき、基本施策及び重点項目について計画的に推進します。

地域福祉では、民生委員・児童委員の一斉改選期にあたるため、円滑な推薦事務に努めるとともに、活動業務の軽減等に向けて検討を行い、環境づくりを推進します。また、保護司会との緊密な連携を確保し、犯罪や非行のない安全で、安心して暮らせる地域づくりや再犯防止施策の推進に取り組みます。

災害時における要支援者の避難行動支援に向けての体制づくりについて、地域住民や関係課等と連携し推進を図ります。

次に、障害福祉においては、障害者差別解消法の啓発活動の一環として、講演会の開催などを通して、障害理解への一層の促進を図ります。また、市条例の制定にあたっては、議論過程の見える化により障害当事者や市民各層の関心を高め、関係機関等と連携を図りながら気運を盛り上げていきます。

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画、第2次障害者保健福祉計画の目標達成に向けて、障害者施策推進協議会や障害者地域自立支援協議会などと協議を重ねながら、進行管理を行います。

生活福祉では、生活保護法における被保護世帯数が、経済状況の変化等により、平成28年をピークとして、以降、減少傾向で推移しています。今後も、査察指導業務を強化し、生活保護制度の適正実施を進めるとともに、自立助長を図るためきめ細やかな指導・助言に努めます。また、生活困窮者自立相談支援事業は、鶴岡地域生活自立支援センターの体制強化を図り、就労準備支援事業と一体的な支援対策として推進します。

子どもの学習支援事業については、貧困の連鎖を防止する観点から、関係課等と連携し効果的な事業実施に取り組めます。

高齢者福祉では、「鶴岡市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、高齢者一人ひとりが生きがいを持てる、明るく活力ある高齢社会を構築するために、介護予防事業に積極的に取組める環境づくりを進め、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進し、生活支援体制の充実のために、多様な主体による支え合いの仕組みづくりを推進します。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるための地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、相談体制としての地域包括支援センターの体制の充実を図るとともに、地域や関係機関と協力・連携し、在宅医療と介護の連携、認知症施策、地域ケア会議などの充実を図ります。

また、介護保険制度の安定的な運営と健全で持続可能な制度を維持するため、介護給付の適正化や保険料収納率の向上を図るとともに、介護保険サービス並びにケアマネジメン

トの質の向上を目指します。

児童福祉については、子ども・子育て支援新制度の適切な運用に努めることを基本に、子育てに係る負担軽減をはじめ仕事と子育ての両立支援と児童の健全育成を推進するため、「第2期鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、延長保育や病児保育、発達障害児支援など多様化する保育需要に対応した各種保育サービスの充実、及び就学前の教育・保育施設の新設や改築等へ支援し施設の充実を図ります。

子ども家庭支援センターにおいては、子どもと家庭に関わる相談支援や情報提供、育児講座の開催、子育てサークルの活動支援、発達障害児支援、要保護児童対策及びファミリー・サポートセンターなどの事業を展開するとともに、「子ども総合相談窓口」を開設し、安心して子育てができるよう関係機関と協力しながら、きめ細やかな切れ目のない支援体制の推進を図ります。

放課後児童対策については、各地区の児童館の適切な運営を図るとともに、放課後児童クラブの適正規模での運営を推進します。

ひとり親福祉については、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、児童扶養手当等の適正な対応と自立に向けた支援の強化により児童の福祉の増進を図ります。

国民健康保険は、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市は資格管理や保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業などの被保険者に身近な業務を担っています。引き続き被保険者への影響が大きくなるように的確な情報収集を図ります。

被保険者の健康保持増進に係る保健事業の推進にあたっては、第三期特定健康診査等実施計画等に基づき、きめ細かな保健事業を実施するとともに、ジェネリック医薬品の普及率の向上を図るなどの医療費の適正化に向けた取組みを積極的に行ないます。

後期高齢者医療事業については、制度創設時に特例として追加されていた軽減措置の段階的な縮小により、保険料が増額となる方が見込まれることから、被保険者に混乱が生じないように丁寧な説明に努めます。後期高齢者医療制度の対象者は、将来的には更に増加することが見込まれることから、業務の省力化と効率化を図り、的確で適正な事務執行体制を確立します。

国民年金事業については、日本年金機構とのマイナンバーによる情報連携の試行運用が開始されたことから、年金情報の受渡しには常に細心の注意を払いながら事務の効率化を図り、窓口での親切丁寧な対応に努め、日本年金機構との連携・協力体制の強化・効率化を推進します。

福祉医療給付事業については、重度心身障害（児）者医療、ひとり親家庭等医療、子育て支援医療、未熟児医療の各制度の対象者に対して、適正な運用により医療費の助成を行ないます。子育て支援医療については、平成28年度から県内の全ての市町村が中学生までの医療費の無料化を実施しており、さらに対象年齢を18歳到達の年度末までに拡大している市町村も増加していることから、対象拡大が与える医療費への影響やその効果の実態確認、他の子育て支援策との費用対効果の検証等を進めます。各医療証の更新手続きの簡略化を推進し、市民の皆様の利便性と事務の効率化を図ります。